

「市街化調整区域における地区計画の運用方針（元八王子町学校用地地区）」（素案）

意見募集の結果について

令和6年（2024年）7月3日

八王子市 都市計画部 土地利用計画課

「市街化調整区域における地区計画の運用方針（元八王子町学校用地地区）」素案について、パブリックコメント及び住民説明会に関する結果報告として、皆様からいただいたご意見とともに市の考えを取りまとめました。

貴重なご意見をありがとうございました。

募集期間：令和6年（2024年）6月3日～7月2日（30日間）

意見数：8件

番号	いただいたご意見	市の考え
1	対象敷地の近隣には船田小学校や長房中学校があり、大規模な宅地開発もあることから、特に小学校に通う児童が増えそうである。そのため交通面の配慮をして欲しい。	本方針の中で、許容する建物用途については発生交通量を鑑みて設定するものとしており、地区計画策定の際にも交通上の問題については配慮をいたします。
2	対象敷地が活用されることにより発生する車が甲州街道に抜けるために住宅街を通ることになると、道路に十分な幅員がないため交通上の問題が出てくる。	また、事業実施にあたり発生する交通の処理の仕方については、事業主体と住民の皆様との協議の場を設け対応して参りたいと考えております。
3	長房中学校・長房小学校・船田小学校について、小中一体型校舎を整備し義務教育学校への再編を検討しているが、交通量が増えることについて、そちらとの調整は済んでいるのか。	
4	今後のスケジュールが知りたい。どのような手続きを踏んで進んでいくのか。	8月下旬の市街化調整区域の運用方針策定後、地区計画の策定に着手いたします。地区計画については、年末頃の地区計画の素案の説明、その後縦覧等を経て5月頃の策定を想定しております。
5	事業者を募集する時期はいつか。	民間同士の土地の売買になるため、市では把握しておりません。
6	市で対象敷地を利用する予定は無いのか。	本件対象敷地については、市としての利用意向がないため、市で取得する予定はございません。

番号	いただいたご意見	市の考え
7	対象敷地の緑地の部分はナラ枯れが発生しており危険な樹木がある。しっかりとした管理が必要である。	本方針では、緑地について「事業主体が市と協議し適切な維持・保全をするもの」としており、いただいたご意見については協議の際に事業主体
8	周辺で獣害があるため対象敷地の緑地の管理をしっかりして欲しい。	に申し伝えます。 また、現所有者にもいただいたご意見を共有いたします。